

第4章 目指すべき将来像を実現するための施策

第1節

施策の体系

取組	基本施策	施策
取組1 脱炭素社会への挑戦 【地球温暖化対策実行計画・気候変動適応計画】	1-1 エネルギー効率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭部門のエネルギー効率向上 ・産業・業務部門のエネルギー効率向上 ・運輸部門のエネルギー効率向上
	1-2 再生可能エネルギーの導入・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に裨益*する(地域主導型・協働型)再生可能エネルギーの導入促進
	1-3 総合的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・吸収源対策 ・環境配慮行動の促進 ・連携・協働
	1-4 地球温暖化への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業に関する適応策 ・水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策 ・人の健康や生活に関する適応策
取組2 循環型社会の構築	2-1 ごみ減量・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別、減量化の推進 ・3Rの推進
	2-2 サーキュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの資源化 ・シェアリングの推進 ・資源循環の促進
	2-3 廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設の適正な運用 ・ごみのないまちづくりの推進
取組3 自然との共生	3-1 自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な水循環の確保 ・緑地の保全 ・森林の保全・再生 ・農地の保全
	3-2 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の保全・管理 ・自然とのふれあいの促進 ・生態系の保全 ・里地里山の保全
取組4 暮らし環境の向上	4-1 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源の保全 ・大気の保全 ・良好な生活環境の確保
	4-2 ストックとしての価値の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクト・プラス・ネットワークなまちづくり ・ウォークアブルなまちづくり* ・グリーンインフラ*やEco-DRR*の推進
取組5 環境教育・活動の充実	5-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の推進 ・人材育成 ・環境情報の発信・活用

取組1 脱炭素社会への挑戦

【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・気候変動適応計画】



指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
市域全体における温室効果ガスの年間排出量	909.8 千 t-CO ₂	579.5 千 t-CO ₂ 以下

1-1 エネルギー効率の向上

家庭部門

住宅の高断熱・高气密化、家庭用機器の高効率化、ライフスタイルの転換の促進に向け、情報提供や補助制度の創設を検討します。

市民の環境配慮行動を啓発します。

産業・業務部門

省エネルギー設備・機器の導入、店舗・業務用ビルのZEB化の推進に向け、情報提供や補助制度の創設を検討します。

また、公共施設の改修の機会を活用した積極的な省エネ化・ZEB化、未利用熱の利用に努めます。

事業者に対して、エコアクション21の認証取得支援や気候変動に対応した経営戦略の開示(TCFD)、脱炭素に向けた目標設定(SBT)、電力を100%再生可能エネルギーで賄う取組(RE100)等、脱炭素経営への転換についての情報提供を行います。

運輸部門

電気自動車などの次世代自動車の普及とゼロカーボンドライブ*の普及を推進します。

賑わい交流拠点整備の乗換利便性を向上させ、パーク&ライド*を推進するほか、環境負荷の低い交通手段への転換を図ります。

1-2 再生可能エネルギーの導入・利用促進

地域に裨益する（地域主導型・協働型）再生可能エネルギーの導入促進

「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、再生可能エネルギーの活用について、調査検討を行い再生可能エネルギーの導入目標を定めます。その上で、地域での再生可能エネルギー設備の導入につなげます。

P P Aモデルやリース契約による初期投資なしでの屋根等への太陽光発電設備の導入などによる公共施設への太陽エネルギー利用設備の設置に努めるほか、ごみ焼却施設の廃熱や温泉付随ガスを利用して発電し、エネルギーの有効利用を図ります。

家庭への太陽光発電設備の導入促進のため、県が実施する太陽光発電設備の共同購入事業や0円ソーラー事業の情報発信を行います。

また、定置型蓄電池や電気自動車・プラグインハイブリッド車（EV・PHEV）、給湯機器等と組み合わせることによる再生可能エネルギーの利用の拡大を図ります。

1-3 総合的な取組

吸収源対策

市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、その吸収源となる森林・緑地の保全・整備を推進するとともに、スマート林業*について調査研究を行います。

また、大井川流域産材を活用した新築木造住宅に対する支援を促進します。

公共施設や道路、工場敷地内の緑化などのグリーンインフラの導入を推進するほか、緑地の確保や生け垣づくりの支援等みどり豊かなまちづくりを進めます。

環境配慮行動の促進

市民への環境配慮行動や地産地消を啓発するとともに、市役所でのグリーン購入調達を推進します。

また、地産地消に関する情報を提供して消費者の関心を高めるとともに、各種イベントや学校給食を通して地場産物の消費拡大を図ります。

連携・協働

地球温暖化対策の推進のため、（仮称）ゼロカーボンシティ推進協議会を設置し、情報共有と事業の加速を図ります。

1-4 地球温暖化への適応

農林業に関する適応策

- ・国・県等の情報を基に、気候変動による林業への影響について把握できるよう検討していきます。

水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策

- ・今後の影響を考え、大井川地域地下水協議会が行う湧水量調査に協力します。
- ・地下水涵養のため、雨水浸透施設の普及に努めます。
- ・表流水は季節変動を受けやすいため、渇水期に不足が生じた際には予備水源からの取水による補完を検討します。
- ・野生鳥獣による農作物被害状況報告に基づき、気候変動の影響についても検討していきます。
- ・外来種については情報不足のため、現状の調査を行うほか、新たに特定外来生物が発見された場合は県と情報共有し、対応を検討していきます。
- ・洪水ハザードマップを作成・配布し、洪水のリスク周知を行うとともに、市独自で水位計を設置して市民が自ら避難の判断ができるよう情報提供を行います。
- ・地区の防災マップ作成の推進・援助をして、地域の危険箇所を住民に周知します。
- ・治山・林道施設の整備を推進し、森林を有する水源涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮を図っていきます。
- ・出前講座等を通して災害の特徴や身を守る方法を啓発するとともに、土砂災害を対象とした避難訓練を実施して人的被害の軽減に努めます。
- ・正確な情報の収集に努め、避難情報等、的確な情報提供を迅速に実施します。

人の健康や生活に関する適応策

- ・気温 35℃以上でホームページへの掲載と同報無線で熱中症に対する注意喚起を行うとともに、静岡地方気象台から熱中症警戒アラートが発表された場合ホームページを更新します。
- ・市民・事業者によるグリーンカーテンの設置を推進します。
- ・ヒトスジシマカによるデング熱などの感染症について、ホームページへ掲載し、情報提供を行います。
- ・硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気中濃度の変化について注意し、引き続き観測を続けます。
- ・急性期・救急医療体制として、志太榛原医療圏内の4病院で連携・補完しあい診療を行います。
- ・ライフラインの断絶に備え、備蓄資機材等の整備を進めるとともに、住民自身にも備蓄の啓発を行います。
- ・災害時は早急に被害情報を把握し、迅速に道路啓開や応急復旧を実施できるような体制を整えます。
- ・歴史的価値の高い文化財や文化伝統を継承する活動を行い、自然景観の保全や保存、維持する行動を継続します。
- ・静岡県から食中毒警報が出された場合、同報無線等で注意喚起を行うとともに、ホームページの更新も行います。

取組 2 循環型社会の構築



指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
1人1日当たりのごみ排出量	844g	760g

2-1 ごみ減量・資源化の推進

①ごみの分別、減量化の推進

市民・事業者に対して、日常のごみ減量に向けた取組の普及を図るとともに、市民参加型のごみ減量・資源化の取組を推進します。

また、食べきり運動や、企業・飲食店からこども食堂への食材提供などを通じて、食品ロスの発生抑制に向けた広報・啓発に努めます。

そのほか、使い捨てプラスチックごみの発生抑制、紙等の環境への影響が少ない素材への転換などの取組を、市民・事業者の様々な主体とともに推進します。

②3Rの推進

市民に対するごみ分別の普及を図るとともに、市民団体などによる自発的な資源物回収やフリーマーケット・バザーなどの活動を支援し、ごみの資源化を推進します。事業者に対しては、事業系一般廃棄物の資源化の取組の指導、事業系食品廃棄物等の資源化推進に努めます。

また、ペーパーレス化、行政手続きのDX化により、紙ごみを削減します。

コラム

◆ごみ処理の現状と課題及び解決の方向性（ごみ処理の有料化）について (環境審議会答申（一部抜粋）)

令和4年9月6日

ごみ処理の課題である「ごみ減量」は、貴市が表明する「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた効果的な取組であると同時に、市民が取り組みやすい行動であると考えますが、島田市のごみの減量化・資源化における市民に対する普及啓発は充分とは言えず、ごみ減量に対する意識が市全体に浸透していないのが現状です。

また、ごみ処理の有料化においては、国が、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再利用の推進、排出量に応じた負担の公平性及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」と市町村の役割を定めており、ごみ減量への経済的インセンティブを提供するシステムとして「有料化」を実施する自治体が増えていることから、ごみ処理の課題解決に向けた効果的な施策の一つであると考えられます。

当審議会では、これらを総括し、まずは市民のごみ減量に対する意識の向上と行動変容を促す具体的な取組を図った上で、その経過を踏まえ、ごみ処理の有料化については検討すべきと考えます。

◆ごみ減量

田代環境プラザでは、見学時に「エコライフチェック（ごみ編）」を配布し、ごみ減量に取り組んでいます。

■エコライフチェック（ごみ編）

1	家での食事や外食時は残さず食べる。
2	材料を無駄なく使うエコクッキングを行うようにしている。
3	生ごみは水分を十分切ってから出している。
4	ペットボトル・トレイ・新聞紙・ダンボール・雑誌・食用油・古布類等は、分別している。
5	お菓子やティッシュの箱などは「雑紙」として資源ごみに出している。
6	リターナブルびん（ビールびんや酒びん等）は、販売店に返却、または地域の資源回収に出している。
7	チラシの裏面をメモ用紙にする。
8	買い物のときは、マイバックを持参する。
9	買う前に本当に必要かどうかよく考えて、環境への負担・悪影響が少ないもの、長く使えるものを選んでいる。
10	リサイクル商品や詰め替え商品を優先して購入している。
11	必要のない包装（過重包装）はことわる。
12	不用品をバザー、フリーマーケットなどに回すようにしている。
13	壊れた物は、修理して使っている。
14	マイ箸やマイボトルを持ち歩いている。
15	家族で「省エネ」・「リサイクル」・「環境問題」などの話をする。

2-2 サークュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進

①ごみの資源化

地域で発生した有機廃棄物の地域資源としての活用を図ります。

また、家庭から排出される生ごみの資源化を促進するため、生ごみ処理容器などの購入に対して補助金の交付を行うとともに、生ごみ資源化の手法について調査・研究を行います。

田代環境プラザでのごみ資源化（スラグ*・メタル）、食品関連事業者から排出される生ごみや剪定枝の堆肥化を推進します。

②シェアリングの推進

市民一人ひとりが持つ、モノ・場所・技能などをシェアする経済の普及について、広報紙やホームページ等を通じた啓発と市民や事業者の活動支援に努めます。

③資源循環の促進

資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指す「循環経済（サーキュラーエコノミー）」について、啓発と普及に努めます。

2-3 廃棄物の適正処理

①ごみ処理施設の適正な運用

田代環境プラザを適正に維持管理します。

②ごみのないまちづくりの推進

「ごみのない美しいまちづくり条例」に基づき、不法投棄の防止に向けて、パトロールを定期的
に実施するとともに、市民・事業者・行政の連携による監視体制の強化を図ります。

また、広報紙・パンフレット等の活用、看板掲示物等の設置を通じて、不法投棄防止のPRに努
めます。

市内一斉環境美化活動や地域住民によるごみ拾いなどの環境美化活動を推進します。

■田代環境プラザ



取組3 自然との共生



指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
森林整備面積	191.85ha	310ha

3-1 自然環境の保全

①健全な水循環の確保

良質な地下水を確保するため、市街地への雨水浸透施設の整備や、雨水浸透ますの設置等を支援し、地下水の涵養を図る一方で、有害物質の地下浸透を防止の指導に努めます。

また、流域市町との広域的な連携を図り、大井川の水資源の確保と水質の保全に取り組めます。

②緑地の保全

公園・緑地について、市民参加による維持管理などを通じて、身近で利便性の高い施設づくりに努めます。

③森林の保全・再生

間伐等の森林整備に対する補助を行うなど、林業の振興と合わせた森林の保全・再生を推進します。

④農地の保全

農地集積や担い手の育成などを通じた農地の保全と農業振興に取り組み、生物多様性に配慮した農業を推進するほか、農業体験の場を提供することにより、荒廃農地を解消し、多面的機能の発揮に向けて農地の適切な維持管理を促進します。

3-2 生物多様性の保全

①生物の保全・管理

環境に配慮した開発指導などにより、野生動植物の生息環境の確保に努めます。

②自然とのふれあいの促進

自然とふれあえる場として河川や里地里山などの地域資源を生かし、授業やイベント等を通じて環境教育の推進に取り組めます。

③生態系の保全

外来種に関する情報収集や市民参加型のモニタリング調査*などにより、動植物の生息環境の状況把握に努めるほか、河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然川づくり*の調査・研究に努めます。

生物多様性を保全するため、世界農業遺産に認定された伝統的な茶草場農法の維持、継承を推進します。

④里地里山の保全

荒廃農地対策や間伐の支援、鳥獣被害の防止など、農業や林業の振興に向けた支援を行うとともに、里地里山の保全活動を体験する機会の創出に努めます。

また、30by30 やOECM認定について調査研究を行うとともに、事業者や団体が認定を受けられるように支援します。

コラム

◆30by30

30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

国内外の研究報告で、世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の33.8%までに拡大が必要と言われており、日本では30%までに効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが3割減少する見込みとなっています。そこで、2021年6月のG7サミットにおいて、G7各国は自国での30by30目標を約束しました。

中心の取組は、国立公園等の保護地域の新規指定・拡張を進めていき、海域公園地区は倍増させること、企業有林や里地里山等のOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）を自然共生サイト（仮称）として、その認定制度を2023年から開始する予定となっています。

コラム

◆OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）

Other effective area-based conservation measuresの頭文字をとったもので、国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことをいいます。

COP14で定められたOECMの定義に従うと、OECMは主に3つのパターンに分けられます。

1. 自然保護を目的に掲げているが、国が保護地域として認めていない地域

例：先住民地域共同体の保全活用地など

2. 自然保護が第1の目的ではないが、管理目的にあり自然保護に寄与する地域

例：里山（農業）、企業緑地（従業員の健康や騒音対策）など

3. 自然保護を目的に持たないが、管理の結果として自然保護に寄与する地域

例：茅場（茅を取るために火入れや刈り取りなどの管理がなされ、結果として希少植物などが生息）など

取組4 くらし環境の向上



指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
大井川の環境基準(BOD)達成率	83%	80%以上

4-1 生活環境の保全

①水資源の保全

地下水の涵養に向けた森林整備を支援します。

また、水質の定点監視を継続し、調査結果を広く公表するとともに、事故などによる有害物質や油の流出の未然防止に努めます。

生活排水による水質悪化を低減させるため、事業計画が定められた公共下水道の管渠整備を推進するとともに、当該区域及びコミュニティプラントの整備地域以外は、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの付け替えを促進します。

②大気の保全

市内の定点における大気質の常時監視等を継続し、調査結果を広く公表します。

③良好な生活環境の確保

公害苦情に速やかに対応するとともに、公害発生源には立入調査などの適切な指導を行います。また、事業者と環境保全協定を締結し、公害の未然防止を図ります。

4-2 ストックとしての価値の向上

①コンパクト・プラス・ネットワークなまちづくり

持続可能な都市経営を行うため、「島田市立地適正化計画」や「島田市地域交通計画」(策定中)に基づいた、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進します。

②ウォーカブルなまちづくり

既存の道路や歩道等の都市空間を活用した、居心地が良く歩きたくなるまちづくりを推進するため、道路段差の解消や歩行者、自転車走行空間の整備を推進します。

また、移動の円滑化に向け、Ma a Sの導入について引き続き調査・研究を行います。

③グリーンインフラやE c o-DRRの推進

多自然川づくり、田んぼダムなど、自然環境のもつ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用するグリーンインフラや、生態系を活用した防災・減災(E c o-DRR)について調査・研究を行います。

取組 5 環境教育・活動の充実



指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
アース・キッズ事業参加者数 (累計)	4,561人	10,000人

5-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進

①環境教育の推進

学習指導要領に則した関係教科等での継続した環境教育や自然体験教室を実施するほか、エコクッキング*の普及、食品ロス削減の普及啓発に努めるとともに、SDGsを考慮した健康づくりに関する取組を検討します。

環境保全活動に取り組む市民・事業者を環境人材バンクに登録し、環境に関する各種講座・体験教室及び学校教育現場に派遣します。

②人材育成

環境保全に関する交流の場を提供し、環境保全活動に興味を持つ市民や団体の支援や、子どもたちの環境保全活動の推進・支援に努めます。

地球温暖化対策に取り組む新たな担い手を育成するため、アース・キッズ事業を推進します。

③環境情報の発信・活用

広報紙、ホームページなどの多様な広報媒体を活用して、環境関連情報の提供に努めます。このほか、環境月間における広報活動に取り組みます。